

書面揭示事項（重要事項の概要）について

指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことについて、次のとおり説明させていただきます。分からないこと不安に思うことがあれば、遠慮なく、訪問看護スタッフにご質問ください。

1. 事業所の概要

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 名称・法人種別 | 医療法人 久居病院 |
| (2) 所在地 | 三重県津市戸木町 5043番地 |
| (3) 電話番号 | 059-255-2986 |
| (4) 代表者氏名 | 棚橋 尉行 |

2. 事業所の名称、所在地

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 事業所の名称 | 訪問看護ステーション そよかぜ |
| (2) 事業所の所在地 | 三重県津市戸木町 5043番地 |
| (3) 電話番号 | 059-271-6085 |
| (4) F A X | 059-271-6085 |
| (5) 管理者氏名 | 中村 綾子 |
| (6) サービス提供地域 | 津市全域 ※その他地域要相談 |
| (7) ステーション番号 | 2460590231 |

3. 事業所の営業日、営業時間

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 営業日 | 月曜日～金曜日 但し国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く |
| (2) 営業時間 | 午前9時～午後5時 24時間対応体制あり |

4. 事業所の勤務体制

- | | |
|---------|----|
| (1) 管理者 | 1名 |
|---------|----|
- 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務を一元的に行うとともに、事業所に対するサービスの利用申し込みに関わる調整を図り、自らもサービスの提供にあたるものとする。
- | | | |
|---------|-------------|-------|
| (2) 看護師 | 常勤3名（管理者含む） | 非常勤4名 |
|---------|-------------|-------|
- 従業者は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- | | |
|-----------|------|
| (3) 作業療法士 | 常勤1名 |
|-----------|------|
- 従業者は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

5. 運営方針

利用者の意志及び人権を尊重し、自立の促進や生活の質の向上を図ることができるよう支援の提供につとめます。

6. サービスの内容

- (1) 病状および障害の観察と助言
- (2) 服薬に関する相談および助言
- (3) 褥瘡の予防および処置
- (4) 認知症に関する相談および助言
- (5) 生活指導（日常生活や、外出など支援）および家族支援
- (6) 余暇活動や対人関係に関する助言および支援
- (7) 社会資源の紹介および、就労に向けての支援

7. サービスの利用方法

主治医から訪問看護の依頼を受けましたら、ご利用者様と契約を締結します。
事業所との契約を結んだのちにサービスの提供が開始となります。

8. 利用料金

- (1) 利用料
医療保険から給付サービスを利用する場合は原則として利用料金の1～3割です。
但し、医療保険の給付の範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。
公費負担医療制度をご利用の場合は、その制度に応じた自己負担額となります。
- (2) 交通費
サービス提供地域である、津市内にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、必要な場合に限りご相談させていただきます。
- (3) キャンセル料
急なキャンセルの場合は前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービス
を変更または中止することができます。連絡がない場合、当事業所のキャンセル
料を請求致します。但し、容態に急変が生じ受診や入院された場合は頂きません。
- (4) 支払い方法
毎月、15日までに前月分の請求書をお渡し致します。お支払い方法は
銀行振り込みまたは、現金払いとなります。現金での料金徴収につきましては、
訪問看護の際に直接お支払いいただくこととなります。

9. 秘密の保持

従業者は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持します。従業者でなくなった
後にも、同様の義務を果たすべく、その旨に従業者との雇用契約の内容とします。

10. 虐待防止のための措置

虐待の発生又は、その再発を防止するために、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する会議を定期的を開催し、
従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、
速やかに、これを市町村に通報します。

11. 緊急時における対応方法

従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医に連絡が困難な場合は、臨時応急を行い救急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。

12. 苦情処理

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

【苦情相談窓口】	担当者	中村 綾子	（管理者）
	電話番号	059-271-6085	
	受付時間	毎週月曜日～金曜日	8:30～17:00

令和6年6月1日
訪問看護ステーション そよかぜ